

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則……………（子ども未来推進局）	1
○北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市計画課）	1
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（住宅課）	2
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	2
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	2
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	2
○都市計画事業の認可……………（都市環境課）	2
○建築士法第15条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者の決定 ……………（建築指導課）	3
支庁告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	4
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定（2件）……………	6

規 則
北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成20年7月1日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第74号 北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部を改正する規則 北海道児童福祉施設費用徴収規則（昭和62年北海道規則第18号）の一部を次のように改正する。 別表第2の表Aの事項中「被保護世帯」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯」を加え、同表D1の事項中「30,000円」を「15,000円」に改め、同表D2の事項中

「30,001円」を「15,001円」に、「80,000円」を「40,000円」に改め、同表D3の事項中「80,001円」を「40,001円」に、「140,000円」を「70,000円」に改め、同表D4の事項中「140,001円」を「70,001円」に、「280,000円」を「183,000円」に改め、同表D5の事項中「280,001円」を「183,001円」に、「500,000円」を「403,000円」に改め、同表D6の事項中「500,001円」を「403,001円」に、「800,000円」を「703,000円」に改め、同表D7の事項中「800,001円」を「703,001円」に「1,160,000円」を「1,078,000円」に改め、同表D8の事項中「1,160,001円」を「1,078,001円」に、「1,650,000円」を「1,632,000円」に改め、同表D9の事項中「1,650,001円」を「1,632,001円」に、「2,260,000円」を「2,303,000円」に改め、同表D10の事項中「2,260,001円」を「2,303,001円」に、「3,000,000円」を「3,117,000円」に改め、同表D11の事項中「3,000,001円」を「3,117,001円」に、「3,960,000円」を「4,173,000円」に改め、同表D12の事項中「3,960,001円」を「4,173,001円」に、「5,030,000円」を「5,334,000円」に改め、同表D13の事項中「5,030,001円」を「5,334,001円」に、「6,270,000円」を「6,674,000円」に改め、同表D14の事項中「6,270,001円」を「6,674,001円」に改め、同表末尾欄外注2の事項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「並びに第41条の19の2第1項」を「、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項」に改め、同注4の事項中「及び母子生活支援施設」を「、母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部及び情緒障害児短期治療施設通所部」に改め、同注6の事項中「支給されている場合」の次に「又は同一世帯の児童が障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する児童デイサービスを利用している場合」を加え、同注7の事項(3)中「（平成17年法律第123号）」を削り、同注10の事項を同注11の事項とし、同注9の事項を同注10の事項とし、同注8の事項(3)中「16,800円」を「8,400円」に改め、同事項を同注9の事項とし、同注7の事項の次に次の1事項を加える。

8 里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合には、これらの施設に入所しているものとしたならば徴収されるべき金額をその月の開所日数（休日（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）を除く。）で除して得た額にその月の通所した日数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を徴収金の額とする。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第75号

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）の一部を次のように改正する。
第1条の2第1号中「北海道美しい景観のくにづくり条例（平成13年北海道条例第57号）第21条に規定する北海道美しい景観のくにづくり審議会」を「北海道景観条例（平成20年北海道条例第56号）第30条に規定する北海道景観審議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第76号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1の表道営住宅の部函館市の項中「1,836」を「1,787」に改め、同別表の2の表駐車場の部函館市の項中「1,426」を「1,383」に改める。
別表第4函館市の部旭町団地駐車場の項を削る。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第8号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令
北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。
第7条ただし書中「、出先機関」の次に「（十勝支庁を除く。）」を加え、「、同表」を「同表」に、「及び第11項」を「から第12項まで」に改め、「掲げる事項」の次に「について、十勝支庁長の所管に属する出先機関（保健福祉事務所に限る。）の長にあっては保健福祉部に係るもののうち同表の第8項及び第9項に掲げる事項について、十勝支庁長の所管に

属する出先機関（土木現業所に限る。）の長にあっては同表の第8項及び第9項に掲げる事項について、十勝支庁長の所管に属する出先機関（家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所に限る。）の長にあっては同表の第5項及び第8項から第12項までに掲げる事項」を加える。

別表第3中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 一般職に属する非常勤職員及び臨時的任用職員を任免すること。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

告 示

北海道告示第436号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年6月20日、北生振土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第437号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成20年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
渡島中央	かんがい排水〔国営附帯〕	平成20. 3. 10
大 中 山	農地保全整備（農地保全）	同 19. 10. 16

北海道告示第438号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成20年7月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 施行者の名称	函館市
2 都市計画事業の種類及び名称	函館圏都市計画道路事業（3・4・66号日吉中央通）
3 事業施行期間	平成20年7月1日から平成27年3月31日まで

4 事業地

収用の部分 函館市日吉町1丁目及び日吉町2丁目地内

北海道告示第439号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定に基づき、同条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり定める。

平成20年7月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 次の表のア欄に掲げる学校において、同表のイ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表のウ欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

ア	イ	ウ
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目	0年
	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	4年

注 イ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の例によるものとし、学校教育法による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36

年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

2 次の表のア欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表のイ欄に掲げる年数以上で、同表のウ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表のエ欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	2年	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目	0年
		平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
		平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
学校教育法による中学校	1年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目	3年
	2年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	4年
	1年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	5年

注 ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表のア欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法（昭和44年法律第

64号)による職業能力開発校、職業能力開発促進センター若しくは障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表のイ欄に掲げる年数以上で、同表のウ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表のエ欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	2年	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
	1年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校	3年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目	3年
	2年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	4年
	1年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	5年

注 ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に昭和48年北海道告示第1336号（建築士法による知識及び技能を有すると認める者の決定）第1号から第16号まで（以下「旧告示第1号等」という。）に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第1号等に定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第1号等に定める年数以上有することとなる者

5 施行日前から引き続き旧告示第1号等に掲げる課程に在学する者で、施行日以後にこれ

らの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第1号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなる者

6 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

- この告示は、建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日（平成20年11月28日）から施行する。
- 昭和48年北海道告示第1336号（建築士法による知識及び技能を有すると認める者の決定）は、廃止する。

支 庁 告 示

北海道十勝支庁告示第55号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年7月1日

北海道十勝支庁長 岡 本 光 昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア	リール式散水施設（φ75以上、L=270m以上、散幅60m以上、レインガン型加圧ブースターポンプ付き）	30台
イ	リール式散水施設（φ75以上、L=270m以上、散幅45m以上、レインガン型加圧ブースターポンプ付き）	6台
ウ	直管（φ75以上、L=6m以上）	853本
エ	直管（φ75以上、L=3m以上）	3本
オ	直管（φ75以上、L=2m以上）	5本
カ	直管（φ75以上、L=1m以上）	5本
キ	ベン ド管（φ75以上、90°）	62個
ク	ベン ド管（φ75以上、60°）	10個
ケ	チー ズ管（φ75×75以上）	3個
コ	立ち上がり管（φ75以上）	101個
サ	立ち上がり取水管（φ75以上）	43個
シ	エン ド管（φ75以上）	46個
ス	町野式異形ジョイント（取水栓用）	40個

セ 町野式異形ジョイント（多目栓用） 24個 ソ 合成ゴム製ホース（φ75以上、L=20m以上） 1本 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成21年3月25日 (4) 納 入 場 所 北海道十勝支庁長が別途指示する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成20年7月1日から7月31日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁地域振興部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道十勝支庁地域振興部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階A会議室 (送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁地域振興部総務課) (2) 入 札 日 時 平成20年8月19日 午後2時（送付による場合は、平成20年8月18日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金	(1) 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 名 称 及 び 数 量 リールマシン 2台 (2) 予 定 時 期 平成20年8月頃 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量110グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 9 落札者の決定方法及び契約書の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(1)、(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝支庁地域振興部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155-27-8508 11 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : a Reel Irrigators (Dimensions of the PE-pipe : Over 75 mm in dia. Over 270 meters in length) (Self-propelled. Mounted boosting Pump and raingun) 30 b Reel Irrigators (Dimensions of the PE-pipe : Over 75 mm in dia. Over 270 meters in length) (Self-propelled. Mounted boosting Pump and raingun) 6 c Quick Coupling pipes (Over 75 mm in dia. Length 6.0 mt.) 853 d Quick Coupling pipes (Over 75 mm in dia. Length 3.0 mt.) 3 e Quick Coupling pipes (Over 75 mm in dia. Length 2.0 mt.) 5 f Quick Coupling pipes (Over 75 mm in dia. Length 1.0 mt.) 5 g Bend pipes 90 ° (Over 75 mm in dia.) 62 h Bend pipes 60 ° (Over 75 mm in dia.) 10
---	---

i	Tees (Over 75 mm x 75 mm in dia.)	3
j	Hydrant Tees (Over 75 mm in dia.)	101
k	Hydrant openers (Over 75 mm in dia.)	43
l	End caps (Over 75 mm in dia.)	46
m	Machino Adapters (For the hydrants)	40
n	Machino Adapters (For the multi-purpose hydrants)	24
o	Irrigation Hoses (Synthetic Rubber) (Over 75 mm in dia. Length : 20.0 mt.)	1

B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., August 19, 2008

(If mailed, bids must arrive no later than August 18.)

C. Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Tokachi
Subprefectural Office, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido,
080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成20年7月1日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

- 1 事 件 名
平成20年（収）第1号札幌圏都市計画道路事業（3・5・21号鉄工団地通）収用事件
- 2 起業者の名称
札幌市
- 3 事業の種類
札幌圏都市計画道路事業（3・5・21号鉄工団地通）
- 4 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人			
所 在	地 番	地 目	登記記録 上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しよう とする土地 の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示	
										受付年月日 ・受付番号	種 類
札幌市手稲区 前田1条4丁目	1番3	宅地	309.04	309.03	222.10	河 野 幸 人	江別市大麻栄町12番地の6	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日

平成20年6月20日

北海道収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成20年7月1日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

- 1 事 件 名
平成20年（収）第2号北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事（森町字本茅部町地内）

収用事件

- 2 起業者の名称
東日本高速道路株式会社
- 3 事業の種類
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線新設工事（北海道茅部郡森町字森川町地内から同町字霞台地内まで及び北海道茅部郡森町字蛸谷町地内から同町字本茅部町地内まで）
- 4 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人			
-----------------------------	--	--	--	--	--	-----------	--	-------------------------------	--	--	--

所 在 地 番 地目	登記記録上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積(㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示			
								受付年月日・受付番号	種 類		
茅部郡森町 字本茅部町	253番	畑	7,348	8,200.51	4,159.07	(亡) 中田竹太郎法定相続人					
						法定持分8分の1 石 村 慶 子	東京都中野区大和町3丁目2番6号				
						法定持分8分の1 阿 部 恵 子	秋田県横手市大森町字西野52番地4				
						法定持分8分の1 大 谷 美代子	東京都台東区谷中2丁目5番24号ダイワマンション401				
						法定持分8分の1 中 田 幸 男	福島県東白川郡鮫川村大字富田字中沢481番地				
						法定持分8分の1 樋 口 詔 子	神奈川県川崎市川崎区大島5丁目13番17-301号大島住宅	なし	なし	なし	なし
						法定持分8分の1 大 谷 敏 子	東京都台東区谷中2丁目5番24号ONビル				
						法定持分8分の1 照 井 京 子	秋田県横手市清川町9番14号				
						法定持分16分の1 中 田 恵美子	秋田県横手市大森町字菅生田245番地115				
						法定持分32分の1 中 田 一 幸	秋田県大仙市大曲田町21番27号				
法定持分32分の1 原 田 真紀子	岩手県盛岡市手代森14地割16番地321										

5 裁決手続開始決定の日
平成20年6月20日

正 誤
○平成20年3月31日(号外第2号)

北海道規則第18号(北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。
ページ 欄 行
6 右 11
誤 別表水の項中

正 別表水の項（簡易専用水道検査に係る部分を除く。）中